

ふくしま田園観光圏教育旅行現地視察支援助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 ふくしま田園観光圏（以下「本団体」という。）は、福島市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村及び飯舘村から成る観光圏域内（以下「域内」という。）への教育旅行を検討する旅行業者又は学校等が域内の教育旅行プログラムや観光施設、宿泊施設等の現地視察を行う際に要する経費の一部を助成することにより、教育旅行の目的地として選定されるよう、ふくしま田園観光圏教育旅行現地視察支援助成金（以下「助成金」という。）の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

（助成の対象）

第2条 助成金は、次の要件のすべてに該当するものを助成対象とし、別表第1に掲げる経費に対して交付する。ただし、個人からの申請や個人口座への交付は対象外とする。

- （1）旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の旅行業又は旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。）又は別表第2に定める対象学校等（以下「学校等」という。）であること。
- （2）現地視察において域内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- （3）行程に域内の教育旅行プログラムや観光施設の視察を2つ以上含めること。
- （4）当該年度の4月1日から1月31日までの間（いずれも宿泊日基準）に実施されること。
- （5）発地が福島県外からの視察であること。

（助成額及び助成限度額）

第3条 助成額は別表第3に掲げる助成率により算出した額の範囲内においてふくしま田園観光圏代表（以下「代表」という。）が定めた額とする。

（助成対象外経費）

第4条 助成対象外経費は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）助成対象者における経常的な経費（人件費など）
- （2）助成対象者の会食費、弁当代等の飲食費、親睦会等に係る経費
- （3）特定の者を利する目的と認められる経費
- （4）視察における資金調達に必要となった利子
- （5）その他、視察に無関係と思われる経費

（助成金の交付）

第5条 助成金の交付は、予算の範囲内とし、第2条第4号の期間内において1回までとする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成対象者は、ふくしま田園観光圏教育旅行現地視察支援助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、視察実施の14日前までに代表に申請するものとする。

- （1）視察行程表
- （2）参加予定者名簿

(3) 収支予算書

(4) その他必要な書類等

2 申請は、先着順に行うものとする。

3 受け付けた申請に係る助成金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付は行わないものとする。

(助成金の交付決定)

第7条 代表は、申請内容を審査し、助成金の交付決定をしたときは、ふくしま田園観光圏教育旅行現地視察支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により、その内容等を助成対象者に通知するものとする。

(交付決定の変更等の申請)

第8条 助成対象者は、第6条に基づく申請内容を変更する場合は、その旨を記載した書面を速やかに代表に提出しなければならない。ただし、次に該当する軽微な変更の場合はこの限りではない。

(1) 助成対象経費の20%以内の変更で助成金の額の変更を伴わないもの

(2) その他視察行程表の細部を変更するもの

(交付申請の取下げ)

第9条 助成金の交付申請の取下げを行う場合は、その旨を記載した書面を代表に提出しなければならない。

(実績報告及び助成金の請求)

第10条 助成対象者は、ふくしま田園観光圏教育旅行現地視察支援助成金実績報告書（様式第3号）及びふくしま田園観光圏教育旅行現地視察支援助成金交付請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、視察終了日から30日以内に提出するものとする。

(1) 視察行程表

(2) 参加者名簿

(3) 収支決算書

(4) 領収書のコピー

(5) 視察に関する報告書（任意様式）

(助成金の確定及び支払い)

第11条 代表は、実績報告の内容を審査の上、適正と認められる場合は、ふくしま田園観光圏教育旅行現地視察支援助成金確定通知書（様式第5号）により、助成対象者に通知するものとする。

2 本団体は前項の規定により交付すべき額を確定した後に、指定された口座へ助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 代表は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金交付決

定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱又は関係法令に違反する行為があったとき。

2 代表は、前項の取消しの決定を行った場合には、ふくしま田園観光圏教育旅行現地視察支援助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により、その旨を助成対象者に通知するものとする。

3 代表は、第1項に基づく取消しを行った場合には、返還の期限を定めるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

助成対象経費	・発地から現地までの合理的な手段による交通費 ・域内での宿泊費 ・域内の教育旅行プログラムや観光施設の参加料及び入場料等 ・観光ガイド利用に係る経費 ・その他、代表が必要と認める経費
--------	---

別表第2(第2条関係)

対象学校等	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校(ただし、高等課程のみとする。)、その他代表が特に認める学校
-------	--

別表第3(第3条関係)

助成額	・助成率 2分の1以内 (1,000円未満の端数が発生した場合は、これを切り捨てるものとする) ・上限額 1人あたり20,000円、1団体あたり80,000円
-----	---